

藤沢市保育所条例の一部改正について
藤沢市保育所条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市保育所条例の一部を改正する条例

藤沢市保育所条例（平成27年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（給食食材料費）

第5条 前条第1項第1号の乳児又は幼児のうち食事の提供（藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。）を受けものの保護者は、当該食事の提供に要する費用（以下「給食食材料費」という。）として月額4,500円を納付しなければならない。

（給食食材料費の減額）

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより給食食材料費を減額することができる。

別表第1 藤沢市立辻堂保育園の項中「羽鳥一丁目3番12号」を「羽鳥一丁目1番70号」に改める。

別表第2中「（第5条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同表備考中「第213号」の次に「。以下この表及び次表において「政令」という。」を加える。

別表第3中「（第5条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同表備考2の次に次のように加える。

3 前項の規定にかかわらず、所得割課税額の合計額が57,700円未満である世帯又は所得割課税額の合計額が77,101円未満であり乳児若しくは幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（政令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）に該当する世帯であつて、特定被監護者等（政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる世帯にあつては、この表において「第2子以降」とは、当該特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）以外のものが1人以上いる場合における乳児等又は当該特定被監護者等の全てが小学校就学前子どもである場合における最も年齢の高い小学校就学前子ども以外の乳児等をいう。

別表第3中備考5を削る。

別表第4中「（第6条関係）」を「（第8条関係）」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は令和元年9月24日から、別表第3の改正規定（同表備考2の次に備考3を加え、備考5を削る部分に限る。）は公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、子ども・子育て支援法の一部が改正され、幼児教育・保育の無償化を実施することに伴い、利用者負担額として徴収している食事の提供に要する費用を実費徴収すること等のため所要の改正をする必要による。